

和泉市南部リージョンセンター  
指定管理者募集要領

令和8年7月

和泉市

## 和泉市南部リージョンセンター指定管理者募集要領

### 目次

はじめに .....	2 頁
1. 施設の概要 .....	2 頁
2. 施設の利用状況 .....	3 頁
3. 指定管理者による管理の基本方針 .....	3 頁
4. 指定予定期間 .....	3 頁
5. 指定管理者が行う業務 .....	3 頁
6. 収入の区分 .....	4 頁
7. 応募に関する事項 .....	4 頁
8. 無効又は失格 .....	6 頁
9. 募集要領の配付等 .....	6 頁
10. 選定審査に関する事項 .....	8 頁
11. 選定基準 .....	9 頁
12. 協定の締結 .....	10 頁
13. その他の留意事項 .....	10 頁
14. 選定スケジュール .....	12 頁
別添資料	
別紙 1 : 施設平面図	
別紙 2 : 施設配置図	

## はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理を地方公共団体が指定する団体等に行わせる制度で、公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上、公民協働の促進及び管理コストの節減等を図ることを目的としています。

南部リージョンセンター（以下「本施設」という。）は、和泉市南部地域を中心とした和泉市民の交流活動や生涯学習の拠点施設として整備したものであり、この施設を最大限利活用し市民に交流及び学習の機会を提供するものです。

本施設については、令和9年3月31日をもって、指定管理者の指定期間が満了となることから、地方自治法第244条の2第3項及び和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき、次期指定管理者として施設の設置目的をより効率的、効果的に達成し、市民サービスの向上に資することができる事業者を以下のとおり募集します。

### 1 施設の概要

#### (1) 名称及び所在地

施設名 和泉市南部リージョンセンター

住所 和泉市仏並町398番地の1

#### (2) 施設概要（令和8年7月現在）

①利用開始日 平成20年7月20日

②施設の構造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 2階建

③敷地面積 約17,975㎡

④建築面積 約2,036㎡

⑤延床面積 約2,580㎡

- i 1階 事務室、図書室、多目的室、控室、ミーティングルーム、ロビー・地域交流スペース、自習スペース
- ii 2階 和室、大会議室、中会議室(1)、中会議室(2)、料理室、音楽室
- iii 情報発信コーナー（現：旬菜レストランつむぎ 以下「レストラン」という。）
- iv 農産加工室（現：旬菜レストランつむぎ厨房 以下「厨房」という。）
- v 休憩・朝市エリア（現：屋外コーナー 以下「屋外コーナー」という。）
- vi 屋外 屋外トイレ、催し交流広場、多目的広場（臨時駐車場、遊具広場）、駐車場（予備駐車場、電気自動車充電器（令和8年度中更新予定）等を含む）駐輪場、倉庫、付帯用地

※レストラン、厨房、屋外コーナー及び屋外の一部（別紙1及び別紙2参照）については、道の駅いずみ山愛の里の指定管理者（令和4年4月から令和14年3月末まで指定。以下「道の駅指定管理者」という。）により管理運営されるため、本施設指定管理者の管理運営の対象外となる。ただし、建築設備に係る維持管理業務は、レストラン及び厨房も含めて行うこと（仕様書8ページ（5）を参照。以下同じ。）。

#### (3) 現在の指定管理者 よしもと・南海グループ 株式会社よしもとアドミニストレーション

(4) 現在の目的外使用スペースの概要

- ①催し広場 683.97㎡
- ②多目的広場（臨時駐車場、遊具広場） 2719.78㎡
- ③予備駐車場 約1246.67㎡

## 2 施設の利用状況

指定管理者公募資料8参照

## 3 指定管理者による管理の基本方針

指定管理者は、以下の事項に十分留意して当該施設の管理運営を行うものとします。

- (1) 住民生活文化の向上を目的として設立された公の施設としての役割を十分に認識し、施設の利用サービスの提供に当たっては公平な取扱いをすること。
- (2) リージョンセンターの設置目的を最大限に実現することを目指して、安全性を確保し適切な管理運営に努めること。
- (3) 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減に努めて効率的な管理運営を行うこと。

## 4 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。また指定期間の開始日は、諸条件により変更する場合があります。

※指定期間は、和泉市議会の議決を経て確定します。

## 5 指定管理者が行う業務

指定管理者は、和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の規定に基づき、主として以下の業務を行います。

- (1) 和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例第2条に規定する事業に関する業務
- (2) 本施設の利用を促進するために必要な業務
- (3) 利用申請書の受理及び許可書の交付手続業務
- (4) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※業務の詳細は、「和泉市南部リージョンセンター業務仕様書」及び「和泉市南部リージョンセンター指定管理者公募資料」で定めるものとします。

## 6 収入の区分

### (1) 指定管理料

各年度の指定管理料については、指定管理者の収支計画書において提案された金額に基づき、市と指定管理者が協議の上、市の予算の範囲内において定めるものとし、協定書で定めるところにより市が指定管理者に支払います。ただし、指定管理料を要しない提案である場合は、この限りではありません。

### (2) 利用料金

指定管理者が管理する施設利用料金及び附帯設備の利用料金は、指定管理者の収入として受け取ることができます。

### (3) 自主事業収入

指定管理者が企画・実施することにより得た各種事業収入は、指定管理者の収入として受け取ることができます。ただし、本施設の敷地・建物を利用して自主事業を行う際、それが行政財産の目的外使用に当たる場合は、市から許可を得た上使用料を支払うものとし、ます。

## 7 応募に関する事項

### (1) 応募資格要件

- ①法人その他の団体又は複数の団体により構成されたグループ事業体（以下「グループ」という。）であって、個人での応募はできない。
- ②グループで応募する場合、必ず代表企業・団体を定め、協定の締結に当たってはグループの構成員全てを協定該当者とし、選定後の協議は代表企業・団体と行うが、協定に関する責任は、グループの構成員全てが負うものとする。

### (2) 欠格事項

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- ②応募書類提出時に和泉市から指名停止措置を受けている団体
- ③最近1年間、市税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している団体
- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている団体、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている団体
- ⑤地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない団体
- ⑥指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定（議会議員等の兼業禁止）に抵触する団体
- ⑦次のいずれかに該当するものが、役員となっている団体
  - ア 破産者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破

壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
オ 団体、団体の役員又は従業員（以下「団体関係者」という。）が過去から現在にかけて  
暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」  
という。）であり、又は団体関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便  
宜を図り、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与している団体  
※グループでの応募の場合は、すべての構成団体が欠格事項に該当しないことを要します。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員にはなれない。
- ② グループを構成する団体は、同時に他のグループの構成員にはなれない。

(4) 提出書類

1. 参加表明書（様式第1号）
2. 質疑書（様式第2号）
3. 和泉市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第3号）
4. 団体の概要（様式第4号）
5. グループ事業体協定書兼委任状（グループで応募の場合）（様式第5号）
6. 指定申請に関する誓約書（様式第6号）
7. 定款、寄附行為又はこれに準ずる書類。なお、当該施設の指定管理業務が団体の業務範  
囲に含まれておらず、定款変更等が必要と認められる場合は、変更予定を記載した誓約書  
を添付すること。
8. 法人の登記簿謄本（その他の団体にあつては、これに準ずる書類）
9. 役員名簿
10. 外部向けのパンフレット等、法人等の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわ  
かる書類
11. 申請書を提出する日の属する事業年度に関する団体の事業計画書、収支予算書
12. 最近3か年分の団体の事業報告書、キャッシュフロー計算書（収支決算書）、貸借対照表、  
損益計算書
13. 国税、市税の納税を証明する下記の書類
  - ア 法人税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書
  - イ 市税に未納がないことの証明書（全税目の納税証明書）（ただし、指定申請の日の属する年度に設立された団体にあつては、その設立時における財  
産目録）

**【事業計画書】**

14. 公の施設の公共性・公平性の考え方（社会的弱者への配慮を含む）（様式第7号）
15. 利用者に対する理念・基本方針（様式第8号）
16. 施設の維持管理計画（職員体制、駐車場・駐輪場の管理体制を含む）（様式第9号）
17. 施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組み（様式第10号）
18. 利用促進のための広報活動（様式第11号）
19. 利用者の利便性の向上に向けた取組み（様式第12号）

20. 利用者の意見を反映するための方策（様式第13号）
21. 提案項目（施設開館20周年記念事業を含む）（様式第14号）
22. 自主事業の基本的な考え方（様式第15号）
23. 管理運営収支計画書（様式第16号）
24. 自主事業収支計画書（様式第17号）

※1 収支予算書の記入にあたっては、経費見積注意事項（指定管理者公募資料2）を参照してください。

※2 利用料収入見込額については、その算定根拠を明示してください。

25. 経費削減に向けた取組み（様式第18号）
26. 応募者の管理実績（他自治体からの受託実績）（様式第19号）
27. 労働関係法令の遵守（障がい者・高齢者雇用を含む）・職員研修（様式第20号）
28. 安全対策・緊急時対策（様式第21号）
29. 情報公開・個人情報保護の体制（様式第22号）
30. 環境への配慮（様式第23号）
31. 地域貢献（市内企業の活用を含む）に対する考え方（様式第24号）
32. 地域雇用（市内雇用）の創出（様式第25号）
33. 提案概要書（様式第26号）

※様式第1号～第26号については、指定様式以外の使用は認めません。

※グループで応募の場合は、提出書類の4、7～13、26の書類について構成団体分も提出してください。

#### (5) 書類提出部数

全ての提出書類について、原本1部、写し9部を提出すること。

※申請書類は1セット毎にファイル等に綴じ、項に応じたタブ（1～33）を付けてください。

## 8 無効又は失格

以下のいずれかに該当する場合は、応募が無効又は失格となることがある。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 記載漏れ及び誤記載など記載事項に不備があった場合
- (3) 虚偽の内容が記載された場合
- (4) 申請に際して不正行為があった場合
- (5) 応募資格要件を満たさず、又は欠格事項に該当する場合
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査に当たり不相当と認められた場合

## 9 募集要領の配布等

- (1) 募集要領等のダウンロード方法

和泉市ホームページからダウンロード

(<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kyoudou/osirase/15779.html>)

(2) 募集要領等の配布期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月14日(火)午後5時15分まで

(3) 参加表明書の受付及び提出方法(様式第1号)

日 時: 令和8年7月16日(木)午後5時15分まで

提出先: 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市長公室 広報・協働推進室 公民協働推進担当

TEL 0725 (99) 8103

提出方法: 必要事項を記入し、上記提出先へ**直接持参又は郵送(簡易書留又はレターパック等により配達記録が確認できる郵送方法にて期限必着)**すること。

※FAX・電子メールによる提出は受け付けません。

※参加表明書を提出した団体のみ、現地見学会参加・質問受付・応募申請の資格を有するものとします。

※参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 現地見学会

日 時: 令和8年7月22日(水) ※時間については、後日通知いたします。

場 所: 和泉市南部リージョンセンター

※参加人数は、各団体2名までとし、参加に係る交通費等は参加者負担とします。

※利用者の妨げとならない範囲において見学していただきます。

(5) 募集に関する質問の受付(様式第2号)

受付期間: 令和8年7月23日(木)から令和8年7月29日(水)午後5時15分まで

受付方法: 質疑書に記入の上、電子メール( [nanburc-koubo@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:nanburc-koubo@city.osaka-izumi.lg.jp) )により提出願います。

※質問がない場合も「質問事項なし」と記入の上、提出してください。

回答方法: 令和8年8月6日(木)午後5時15分までに、質疑書提出団体すべてに電子メールにより回答。(質問者名は表示なし)

※回答日時までに募集に係る補足事項が発生した場合は、併せて回答する場合があります。

(6) 募集期間及び提出方法等

募集期間: 令和8年8月10日(月)から令和8年8月26日(水)午後5時15分まで

提出先: 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市長公室 広報・協働推進室 公民協働推進担当

TEL 0725(99)-8103

提出方法: 上記提出先へ**直接持参又は郵送(簡易書留又はレターパック等により配達記録が確認できる郵送方法にて期限必着)**すること。

※FAX・電子メールによる提出は受け付けません。

## 10 選定審査に関する事項

### (1) 選定審査の方法

指定管理者の選定は、市長が設置する指定管理者選定委員会が主体となり、次項の選定基準に基づき行います。選定についての判断は、応募団体から提出された事業計画書等の提出書類を審査の上、『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』を決定します。審査においては、提案内容のプレゼンテーションを含むヒアリングも参考にします。

### (2) 選定審査の日程

①申込者ヒアリング 令和8年9月24日（木）予定

※時間等の詳細は別途通知します。

※ヒアリングには、団体の代表者（又はそれに準ずる者）及び施設の管理責任者等の出席を求める予定です。

②指定管理者の内定通知

令和8年9月下旬頃。選定結果については、応募団体の点数のほか、次の内容を全応募団体に書面で通知する。

(ア) 『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』の名称及び得点

(イ) 全応募者の名称（辞退者・失格者を含む。申込順）

(ウ) 全応募者の得点（評価項目の細目ごと・得点順）

(エ) 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）

※名称と得点の対応関係及び応募者が3者以下の場合における通知内容は、13（2）①の公表内容と同様です。

③指定管理者の指定

令和8年12月中旬頃（和泉市議会の議決後）

### (3) 選定審査基準

指定管理者の選定審査における評価項目は、次項に示すとおりとします。

## 1.1 選定基準

次の評価項目に基づき、審査し選定するものとする。

選定基準	評価項目		配点	
(1) 施設管理に関する基本的な考え方	公の施設の公共性・公平性の考え方 (社会的弱者への配慮を含む)	様式第7号	5点	20点
	利用者に対する理念・基本方針	様式第8号	5点	
	施設の維持管理計画(職員体制、駐車場・駐輪場の管理体制を含む)	様式第9号	10点	
(2) 公の施設の効用を最大限に発揮させるための提案	施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組み	様式第10号	25点	75点
	利用促進のための広報活動	様式第11号	5点	
	利用者の利便性の向上に向けた取組み	様式第12号	10点	
	利用者の意見を反映するための方策	様式第13号	5点	
	提案項目 (施設開館20周年記念事業を含む)	様式第14号	20点	
	自主事業の基本的な考え方	様式第15号	5点	
	自主事業収支計画	様式第17号	5点	
(3) 経費 (指定管理料)	指定管理料の額	様式第16号	35点	70点
	管理運営収支計画	様式第16号	35点	
	経費削減に向けた取組み	様式第18号		
(4) 団体の実績、管理能力・施設管理体制	団体の構成・経営状況(資本金、グループ企業、役員等)	様式第4号	10点	35点
	応募者の管理実績(他自治体からの受託実績)	様式第19号	5点	
	労働関係法令の遵守(障がい者・高齢者雇用を含む)・職員研修	様式第20号	5点	
	安全対策・緊急時対策	様式第21号	5点	
	情報公開・個人情報保護の体制	様式第22号	5点	
	環境への配慮	様式第23号	5点	
(5) 地域性	地域貢献に対する考え方(市内企業の活用を含む)	様式第24号	15点	30点
	地域雇用(市内雇用)の創出	様式第25号	15点	
配点合計			230点	

### ①評価項目「指定管理料の額」の評価方法

35点×(最低提案金額/当該提案金額)により算出する。※小数点以下は切り捨てとします。

### ②最低基準

指定管理者候補者として選定されるための最低基準は、次のとおりとします。

(ア) 得点の合計が総得点の6割以上であること

(イ) 選定基準(1)～(5)がそれぞれ各配点合計の3割以上であること

ただし、上記(ア)及び(イ)の判断にあたっては、(3)経費(指定管理料)における「指定管理料の額」の評価項目(35点)は除くものとします。

審査の結果、応募団体の得点が最低基準点に達しない場合は、候補者に選定しないものとし、最低基準点に達する団体がない場合は、原則として候補者の再公募を行います。

なお、応募団体が1団体の場合であっても、上記のとおり取り扱うものとします。

### ③評価点の合計が同点の場合の選定基準

(ア) 選定基準(2)及び(3)の得点の合計が高い者を選定します。

(イ) (ア)の得点が同点の場合は、選定基準(2)の得点が高い者を選定します。

(ウ) (イ)の得点が同点の場合は、選定基準(2)の評価項目「施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組み」の得点が高い者を選定します。

(エ) (ウ)の得点が同点の場合は、多数決により選定します。

## 1.2 協定の締結

(1) 指定管理者選定委員会の選定結果をもとに、市は優先交渉権者と協議を行い、合意に至った場合は、仮協定を締結します。なお、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、市は、次点交渉権者と協議を行うものとします。

(2) 仮協定の締結後、市議会の議決を経て優先交渉権者を指定管理者として指定した場合は、指定管理者は市との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとします。なお、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとします。

(3) 「基本協定」のほか、年度ごとに定める必要のある事項は「年度協定」により定めるものとします。

(4) 「基本協定書」「年度協定書」の標準的な内容は別途公表するものとします。

## 1.3 その他の留意事項

### (1) 関係職員等への接触の禁止

応募団体は、指定管理者選定委員会委員及び本件業務に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとします。

なお、当該接触等の事実があった場合には失格とします。

### (2) 選定審査等に係る留意事項

#### ① 選定結果について

以下の内容を市ホームページにおいて公表します。

(ア) 『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』の名称及び得点

(イ) 全応募者の名称（辞退者・失格者を含む。申込順）

(ウ) 全応募者の点数（評価項目の細目ごと・得点順）

(エ) 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）

(オ) 選定委員会委員の氏名、職名、選任理由等

なお、(イ)と(ウ)の対応関係を明らかにしないこととし、(イ)は申込順、(ウ)は得点順とします。

応募者が2者の場合は、優先交渉権者の得点は公表しますが、残り1者の得点は公表しません。また、応募者が3者の場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者の得点は公表しますが、残り1者は公表しません。

②選定結果についての異議は、一切申し立てすることができないものとします。

### (3) 応募書類に関する留意事項

①応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とします。

②応募書類の提出後は、内容を変更すること及び追加することは認められません。ただし、審査の公正を期するために市が認めた場合はこの限りではありません。

③応募書類の内容について疑義がある場合は、選定委員会開催までの間において、応募者に対し確認を行うことがあります。その場合、応募者は市の求めに応じ追加書類を提出するなど、対応を行うものとします。

④応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。なお『優先交渉権者』又は『次点交渉権者』に選定され、通知を受けた後の指定辞退については市に生じた損害の賠償を求めることがあります。

⑤応募書類は、返却しないこととします。（ただし、応募の辞退があった場合は、原本のみ返却可）

⑥応募書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、指定管理者に選定された申請団体の応募書類については、市長が当該施設の管理内容の公表その他必要と認める場合において、その一部又は全部を無償で使用できるものとします。

⑦応募書類に対して、情報公開の請求があった場合においては第三者に公開することがあります。公開により、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分に関しては、あらかじめその旨を特に明記してください。

### (4) 協定締結交渉過程における業務計画の見直し等について

優先交渉権者と協定を締結するまでの間で特に必要と認められる場合に限り、優先交渉権者からの独自提案のうち、市の事業と重複又は職員で対応可能な部分、実現が困難な部分、費用対効果の観点から不要又は過剰と思われる部分等について、優先交渉権者と業務計画の見直し及び指定管理料の協議を行うものとします。

### (5) 業務引継ぎについて

①指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務を開始するため、指定期間開始前に、現指定管理者から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とします。

②指定管理者は、指定期間の終了又は指定取消しによって、次期指定管理者又は市に業務を引き継ぐ場合には、当該施設の管理に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要書類及びデータを整備すること。

(6) 申請等に係る経費

申請等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(7) 会議録の作成

応募者は、指定管理者選定委員会において提案内容のプレゼンテーションを行った場合は、その内容及び質疑応答の内容について、会議録を作成し、市に提出するものとします。

(8) 利用料金の見直し

令和7年7月より受益者負担の適正化に向けた利用料金の見直しを進めており、令和8年和泉市議会第2回定例会で利用料金の見直しについて条例改正が可決されたため、令和9年度以降の利用料金の限度額等が改定されます。(指定管理者公募資料4-2参照)

本公募における事業計画書及び収支計画書の作成にあたっては、必ず改定後の限度額等に基づいて算出してください。なお、本募集要領の公開時点において、インターネット上に掲載されている条例の情報が旧料金のままとなっている場合がありますが、応募の際は指定管理者公募資料4-2に記載の金額を正として計画を策定してください。

また、指定期間中に利用料金の見直しや料金区分等の新設により、利用料金の限度額等の改定が必要な場合、条例改正を行う可能性があります。

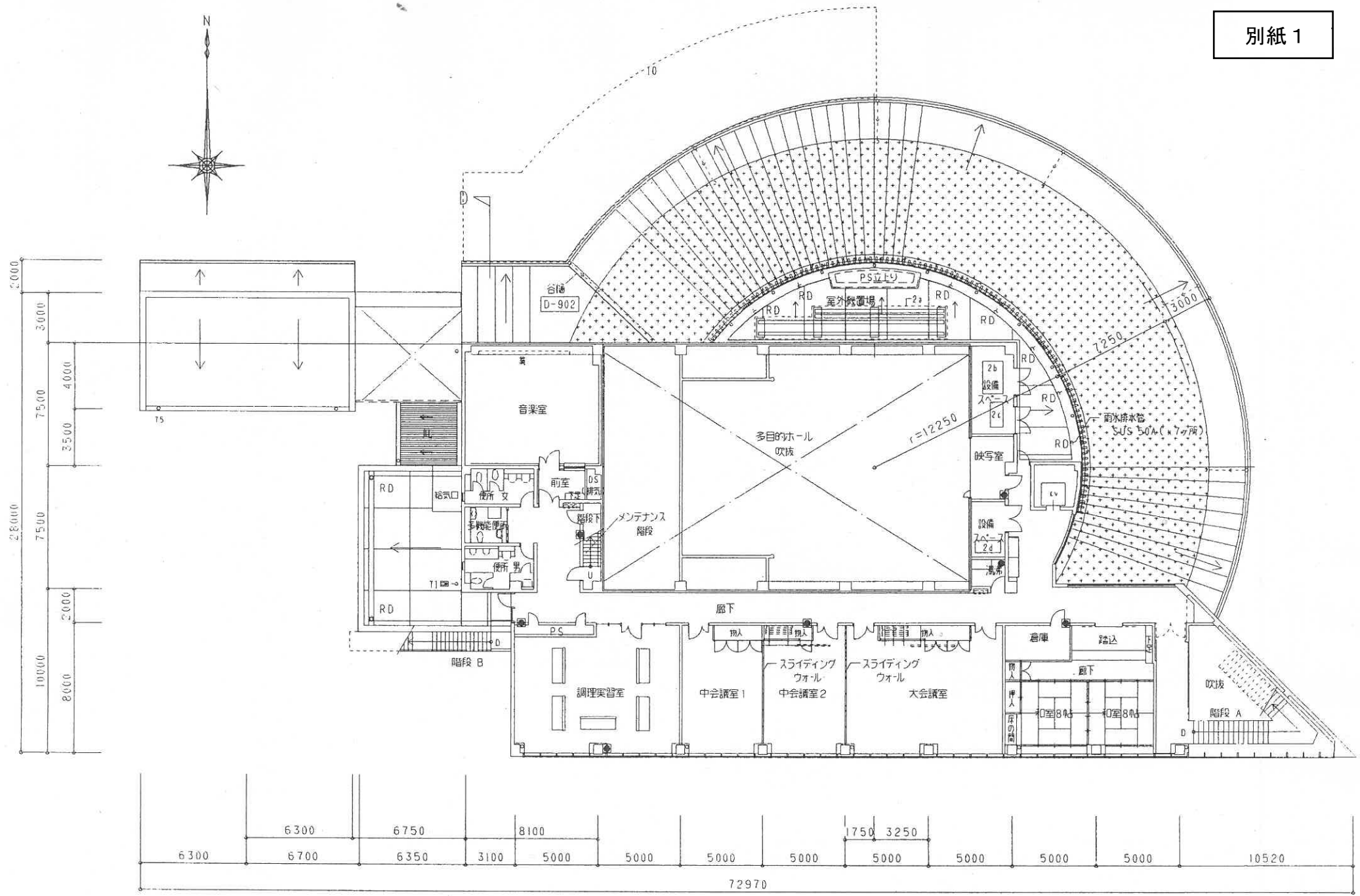
条例改正を行う場合は、別途協議することとします。

## 14 選定スケジュール

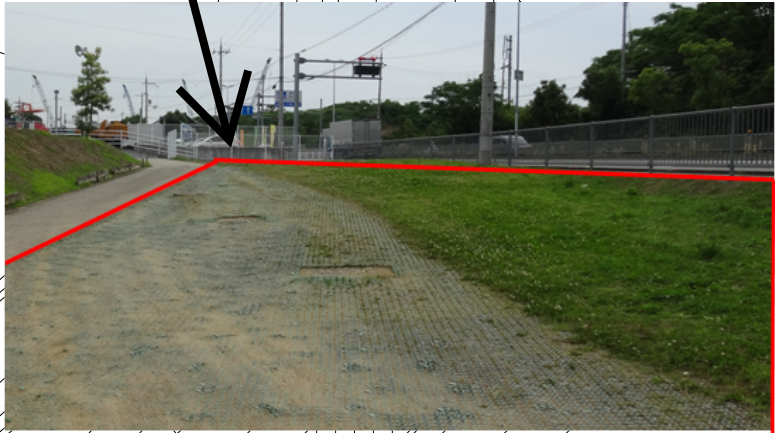
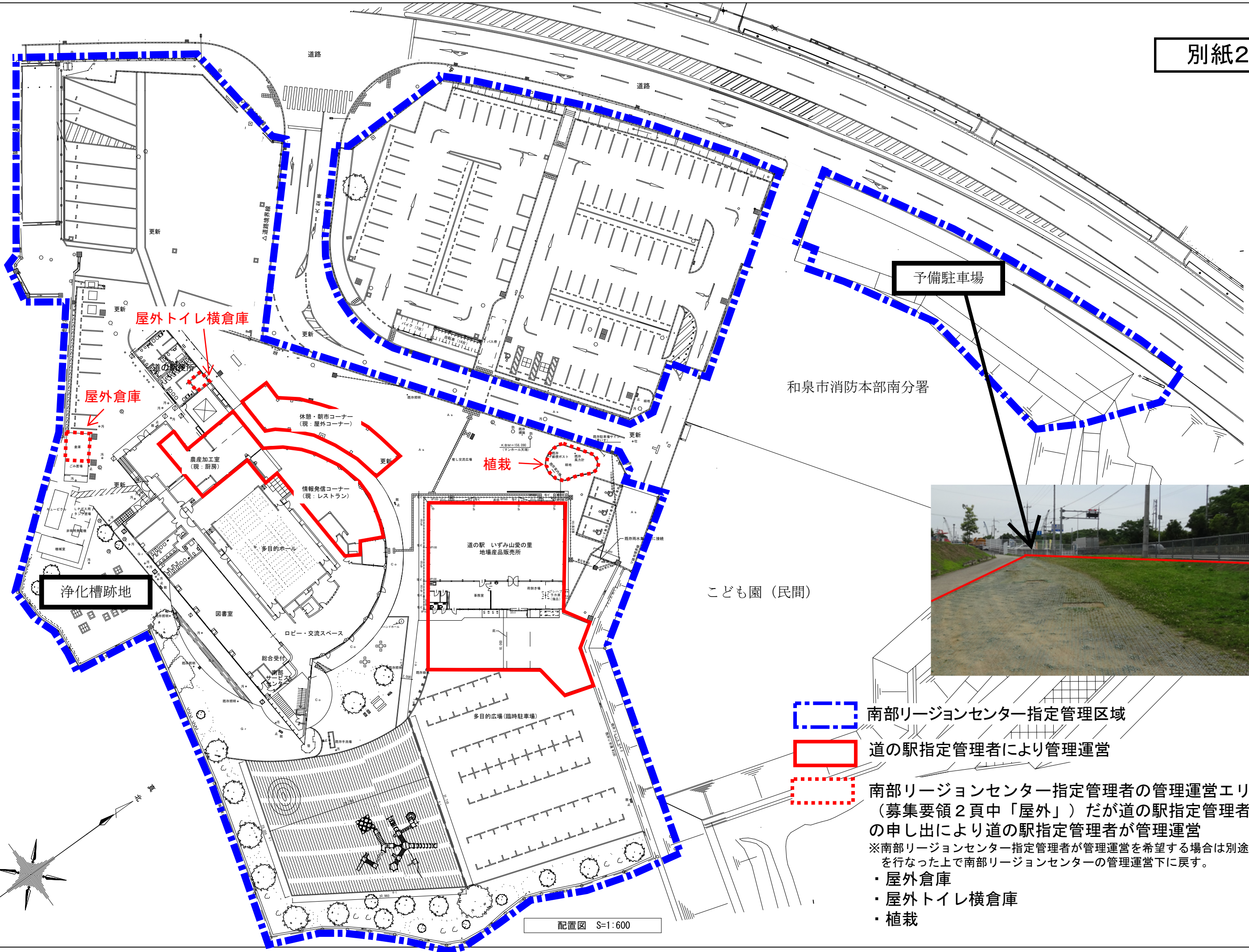
内 容	期 間
募集要領・仕様書の配付	令和8年7月1日(水)～7月14日(火)※
参加表明書の受付	令和8年7月16日(木)※
現地見学会	令和8年7月22日(水)
質問の受付	令和8年7月23日(木)～7月29日(水)※
質問に対する回答	令和8年8月6日(木)※
申請書類提出期間	令和8年8月10日(月)～8月26日(水)※
選定委員会(申込者ヒアリング)	令和8年9月24日(木) 予定
選定結果の通知(内定通知)及び優先交渉権者とのヒアリング	令和8年9月中旬
仮協定の締結	令和8年10月中旬
議会の議決	令和8年12月中旬
基本協定の締結・指定通知の交付	議会議決後
令和9年度協定の締結	令和9年4月1日(木)

※印については、午後5時15分までとなります。





2階 平面図 1:300



- 南部リージョンセンター指定管理区域
- 道の駅指定管理者により管理運営
- 南部リージョンセンター指定管理者の管理運営エリア  
 (募集要領2頁中「屋外」) だが道の駅指定管理者からの  
 申し出により道の駅指定管理者が管理運営  
 ※南部リージョンセンター指定管理者が管理運営を希望する場合は別途申し出  
 を行なった上で南部リージョンセンターの管理運営下に戻す。
  - ・屋外倉庫
  - ・屋外トイレ横倉庫
  - ・植栽

配置図 S=1:600